

### 秋田藩城下町久保田における感恩講成立に関する一考察

塩屋, 朋子

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

65

(開始ページ / Start Page)

212

(終了ページ / End Page)

204

(発行年 / Year)

2010-10-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007001>

# 秋田藩城下町久保田における感恩講成立に関する一考察

人文科学研究科 日本史学専攻

博士後期課程三年 塩屋 朋子

## はじめに

「感恩講」<sup>1</sup>は文政二年（一八二九）二月、秋田藩の城下町久保田において窮民施行を目的として成立した機関であるといわれている。

感恩講に関する先行研究は従来、社会福祉学の観点のものが多く、論考の中で感恩講設立に関する史実が指摘されていても、それらは概要としてふれられている程度であり、歴史的な考察までには至っていないように思われる。<sup>2</sup> 歴史的な考察については、庄司拓也氏の一連の研究<sup>3</sup>があるが、設立期、天保飢饉前後、明治初期と時期を区切ったうえで、それぞれの概要を述べたにとどまっている印象を受ける。

さて、感恩講は、久保田に居住する一町人の発案がきっかけで成立に至ったという特徴をもつ。また、その運営についても町人が主体となつて担っていたという点から、城下町の町人で構成される社会的結合の一形態という側面も持っている。このように、都市に居住する人々の社会的な結合に関しては、澤登寛聡氏、渡辺浩一氏の先行研究<sup>4</sup>がある。両氏の研究はともに、社会の内部において人々が形成した自生的な社会秩序に着目したものであり、幕府や藩から強制的に形成される政治体制を見直すという極めて有効的な方法論の提示であった。こうした両氏の方法論を受け、幕府の政治体制を社会の側から捉え直したのが、木村涼氏であった。<sup>5</sup> 氏は歌舞伎役者市川團十郎を支える観客・扇頭<sup>あふち</sup>の存在に着目し、彼らが形成する「連」が幕府による従来の身分制支配秩序の枠組みにはとらわれない社会集団であったことを解明した。しかしながら以上の諸研究には、自生的な社会秩序が幕府や藩とどのように関わって成り立っていたのか、あるいは社会的

結合体それ自体が有する秩序についての具体的な言及が必ずしもなされているわけではない。

本稿は、これらの先行研究に学びつつ、かつそれぞれの課題とされている点を考慮して、感恩講が城下町の町人で構成される社会集団の一形態である視点を重視したい。それをふまえ、感恩講が城下町久保田という社会の中で、いかなる社会秩序を有し、また、秋田藩とはいかなる相関関係にあったのかを考察していくことを目的とする。

本論に入る前に、城下町久保田の概要について簡単にふれておく。

城下町久保田は、初代秋田藩主佐竹義宣が新しく建設した町である。佐竹義宣の秋田転封にともない、常陸国六戸に移った安東（秋田）実季は、土崎<sup>つちさき</sup>の湊城を居城としていた。慶長七年（一六〇二）九月に秋田へ入国した佐竹義宣は初め湊城に入ったが、ほどなく土崎湊から約二里ほど内陸に入った久保田に新城を築城し、それと並行して城下町の建設も開始した。久保田は、武家町の内町と町人町の外町、寺町で構成されていた。城下町の建設は慶長十二年二月から本格化し、寛永初年頃までにほぼ成立していたといわれている。住民は城下町の成立にともない、義宣が湊城下の住民を久保田に強制的に移住させた。したがって湊城下の有力商人の多くがこの時期に久保田に移住し、城下町久保田が成立した。

外町の人口については、享保十五年（一七三〇）には一五、二五七人、天保五年（一八三四）には一三、二二二人<sup>6</sup>であった。また、文化年間の記録によると、外町は四七町の個別町によって構成されていた。<sup>7</sup>

## 一 感恩講の成立と概要

天保五年（一八三四）一月、秋田藩からの御尋をきっかけに感恩講設立の経緯についての記録がまとめられた。「感恩講発端は是迄之大旨御尋ニ付乍恐御答」と題されたこの史料は、全一六条から成り、感恩講設立前から天保元年に至る出来事について述べられている。本稿では、本論に関わる条目のみを挙げていくが、全一六条それぞれの主な内容は【表1】に示した。

この中から、ここではまず感恩講設立のきっかけについて述べられた一条目を掲げる。

文政十亥之歳末佳儀<sup>三</sup>御町奉行橋本五郎左衛門様<sup>江</sup>那波三郎右衛門罷出候所、育子御備之基本相居候存寄御尋<sup>二</sup>付、三郎右衛門<sup>者</sup>若年より困窮<sup>二</sup>沈、夫故生涯之内何卒窮民施行備之願望起、深心中<sup>二</sup>籠置候所<sup>江</sup>右之仰を蒙候、将育子<sup>与</sup>窮民異名同事故、誠<sup>三</sup>天幸時至り候<sup>与</sup>御答<sup>二</sup>者、是<sup>ガ</sup>十ヶ年之内成就致候共可然候哉<sup>与</sup>奉伺候所、不苦<sup>与</sup>仰故、左候八、当金百五十兩外<sup>二</sup>式百五十兩十ヶ年割<sup>二</sup>出金仕、右を以知行御買入右年々之物成小役を以、両条共永久不絶御救之事<sup>二</sup>申上候所、五郎左衛門様厚御賞言<sup>二</sup>候

文政一〇年（一八二七）歳末、町奉行・橋本五郎左衛門のもとへ久保田町人・那波三郎右衛門が訪問した。橋本が「育子」（育児）の備えについて尋ねたところ、那波は、自身が若年の頃困窮した経験から、窮民の施行に備えたいとの願望があるという。それを聞いた橋本は育子と窮民は同じ意味であるとして、一〇年以内にそれを実現させたいという那波の願いを受け入れたのである。

感恩講設立のための資金については、那波の私有金一五〇両のほかに、一五〇両を一〇年割で秋田藩に献納し、その額面分にあたる知行地を秋田藩が用意し、そこから毎年得られる物成・小役を運営に充てるとというのが那波の提案であった。この計画が実現すれば半永久的な施行が可能であるとの那波の提案を、橋本も大いに賞し、この両者の会談が後の感恩講成立の契機となった。

その後、「文政十一子之冬より丑二月迄同志一ト先七十二人<sup>与</sup>成、此出金千兩ト銀拾貫目、依<sup>而</sup>知行備<sup>二</sup>致候<sup>与</sup>万代不易之基本<sup>与</sup>年番共一同申会<sup>但</sup>発端<sup>今</sup>以七<sup>候</sup>御座<sup>座</sup>」<sup>10</sup>、すなわち、文政十一年冬から翌年二月までの間に「同志」が七十二人、献金が一〇〇〇両と銀一〇貫目が集まった。年番である七名は、この「同志」と献

【表1】 感恩講発端は是迄之大旨御尋ニ付乍恐御答

条	年月日	主な内容
1	文政10年(1827)歳末	町奉行・橋本五郎左衛門のもとへ久保田町人・那波三郎右衛門が訪問(窮民の施行の願い)
2	文政11年3月	窮民救済と「育子」の実施が決定
3	同年	橋本五郎左衛門に代わり田中伊織が町奉行に就任
4	同年	感恩講存続のための同志の必要性について
5	同年秋	独自のネットワークによる同志を募集する方法について
6	文政12年2月	同志72人、献金1000両と銀10貫目となる
	同年3月21日	江戸在勤中の10代秋田藩主佐竹義厚に感恩講について報告
7	同年11月21日	同年11月21日、藩から講の献金者へ褒美として重ね餅を拝領
8		講の筆、墨、紙の費用徴収について
9	文政13年3月	山王神前にて神楽、社中より御酒を拝領
10	同年	東本願寺末寺の僧より献金
11		施行開始のための臨時献金について
12	天保元年(18)冬～同2年冬	感恩講専用の蔵の設置について(六丁目の火除地を拝領)
13	同元年	秋田藩から銭1万貫文が下賜
14	同4年	献金のうちの半分は講へ納め、半分は献金者へ返すことを許可
15		秋田藩から年番への恩賞について
16		年番・中谷久左衛門の除地願いについて

金額を万代不易の基本とし、これをもって感恩講が成立したのである。また、ここで登場する年番とは、「同志」のうち的那波三郎右衛門、中谷久左衛門、塩屋善兵衛、羽田市右衛門、帯屋三四郎、加納龜蔵、加賀屋富五郎の七名で、感恩講の代表者と位置づけられる者たちであった。

## 二 感恩講を構成する人々

前節において、感恩講が久保田の町人・那波三郎右衛門からの発案が契機となり、「同志」から献金を集めて成立させたことを確認した。それをふまえて本節では、感恩講を構成する人々についてみていくことにする。ここでも引き続き、先に掲げた史料「感恩講発端は是迄之大旨御尋付乍恐御答」の四条目から感恩講の構成員について確認していくこととする。<sup>11</sup>

其後田中様江発端委細三郎右衛門申上、愚心御執揚被成下候ハ、成就迄何事も乍恐私江御任被下置度、但御隙之件者御指留奉願候、右三申上候内情者永世保候二者衆ととも建立致候外無之、夫二者頻與人望を得候而已、依而者入用者勿論種々二人氣を扱申筈、其度毎逸々難奉伺与申上候所深切共聞届候故、其方江可任置与仰を蒙、依之仰発端今三迄御施之人別御届而已二而多分成就迄自己之斗意二致来

那波三郎右衛門は、橋本五郎左衛門の後任の町奉行・田中伊織に、感恩講設立に至るまでの詳細、さらに窮民救済の事業が整うまでその運営を自身に委任してほしい旨を伝え、その件について田中も承諾した。

この四条目の記述で最も重要な点は、那波が、感恩講の事業を永世に維持し続けるためには、人々の「人望」を得る必要がある、すなわち、志を同じくする者たちの協力が必要であると訴えている点である。那波は、感恩講の発足および存続を、自分一人の力ではなく、協力してくれる者たちと共に成し遂げようとしていたのである。ここでいう協力とは、端的に言つと資金提供を意味する。したがって、那波のねらいとは、窮民施行という自らの理念に賛同し、かつ出資してくれる者で感恩講を構成することにあつたと考えられる。

では、そうした協力者はどのような方法で集めたのか、次に掲げる五条目から確認していきたい。<sup>12</sup>

（文政十一年）  
同秋塩屋善兵衛与申者江右積志之程初而口発二及候所深同意致候、依之兩人申会候者普ク諸人江善事を進メ、多勢同志為致候二者、警者三郎右衛門先ツ善兵衛江諭、善兵衛随喜致候与善兵衛亦懇意之者江諭、順々右二斗意候ハ、元卜善事故、衆も合講行可相立与定、依而吾人加入致候与其先加入之族幾人なり共、其族与共三郎右衛門宅二おゐて参会致、其度毎酒飯を振舞、猶も情を通シ縁二随江凡三ヶ年之間夕日夜を不分参会故、数千人之賄致、終二多勢を纏同志結ヒ申候

文政一一年（一八二八）秋、那波三郎右衛門が、同じく久保田の町人であり、後に年番となる塩屋善兵衛に自らの積志、すなわち感恩講の創設について伝えると、塩屋は深く同意したという。那波はこの場合のように、那波が塩屋を誘い、塩屋がまた懇意の者を誘つといった手順で諸人へ感恩講創設という善事を勧め、大勢の「同志」を集めるといった方法をとつたのである。そして一人が加入すると、それに先んじて加入していた者が何人いたとしても、那波は、そのたびごとに自身宅において饗応した。那波はおよそ三年間でのべ数千人をもてなし、ついに大勢の者と「同志」を結ぶに至つたのである。

このような方法によって、文政一一年までに集まつた七十二名の「同志」の名、献金額、確認できる範囲ではあるが「同志」の居住地、紹介者名を示しているのが【表2】である。これを見ると、記名の順序が加入順を示しているのではないかと推察できる。例えば、表番号5「石川久三郎」は、3「古谷甚五郎」の紹介を受けてから加入しているし、同様に6「美濃屋吉兵衛」は、4「中谷久左衛門」と2「塩屋善兵衛」からの紹介を受けて加入していることが確認できる。ここから、すでに加入した者の中から新たな加入者が紹介されていることがわかる。したがって、先述した記名順が加入順を示すという先の仮説も裏付けられよう。このように、先掲の五条目の史料の中で指摘されていたように、「懇意」の者からの紹介によって、那波を起点とした人的ネットワークが徐々に波及していく様相がこの【表2】からも読み取れる。

【表2】感恩講献金人別帳(文政11年秋)

番号	額	氏名	居住地	紹介者名
1	金30両	那波三郎右衛門		—
2	金5両	塩屋善兵衛		—
3	金7両	古谷甚五郎		—
4	金30両	中谷久左衛門	茶町梅ノ丁	—
5	金20両	石川久三郎		古谷甚五郎
6	金30両	美濃屋吉兵衛	大町二丁目	中谷久左衛門   塩屋善兵衛
7	金15両	羽田市右衛門		那波三郎右衛門
8	金15両	亀屋平兵衛		石川久三郎
9	金18両(後除)	進藤九右衛門		那波三郎右衛門
10	金20両	古谷多兵衛	五丁目横町	古谷甚五郎
11	5両	帯屋三四郎		塩屋善兵衛
12	金30両銀6貫目	長谷川金治		那波三郎右衛門
13	金30両	加賀屋長兵衛	上川口	進藤九右衛門
14	金10両	遠藤清助	本丁四丁目	亀屋平兵衛
15	金10両	川口屋善助		亀屋平兵衛
16	金15両	高橋利八		川口屋善助
17	金10両	工藤喜右衛門		亀屋平兵衛
18	金10両	佐藤伊兵衛		亀屋平兵衛
19	金15両	田中屋多吉		高橋利八
20	金15両	栄屋儀兵衛	船大工町	高橋利八
21	金30両	中島東右衛門	大町二丁目	帯屋三四郎
22	金10両	加納亀藏		小笹様御入口   美濃屋吉兵衛
23	金10両	松屋治助		塩屋善兵衛
24	金15両	佐藤岩松	大町三丁目	中島東右衛門
25	金20両	中島八兵衛	大町三丁目	中島東右衛門
26	金10両	米沢屋兵藏		高橋利八
27	金10両	石川五兵衛		高橋利八
28	金30両	山本新助		亀屋平兵衛
29	金10両	橋本治兵衛		川口屋善助
30	金10両	近藤多左衛門		遠藤清助
31	金10両	石川徳右衛門	下肴町	高橋利八   川口屋善助
32	金10両	橋屋新藏		加納亀藏
33	金10両	中島平助		美濃屋吉兵衛
34	金30両	北沢新左衛門		美濃屋吉兵衛
35	金30両	鈴木屋忠藏		美濃屋吉兵衛   遠藤清助
36	金10両	安藤惣兵衛		中島藤右衛門   遠藤清助
37	金15両	野上喜六郎		美濃屋吉兵衛
38	金20両	相沢清兵衛	大工町	加納亀藏
39	金15両	相沢儀助	大工町	加納亀藏
40	金10両	「長谷川久四郎」(貼紙)	下肴町	高橋利八
41	金10両	佐々木清吉		長谷川久四郎
42	金10両	村山三之助	馬口労町	栄屋儀兵衛   高橋利八
43	金10両	野上嘉兵衛	城町	栄屋儀兵衛
44	金10両	安藤勘左衛門		亀屋平兵衛   高橋利八
45	金10両	京野利兵衛		高橋利八   亀屋平兵衛
46	金15両	堀松喜助	川端二丁目	高橋利八
47	金15両	遠藤儀助	本丁四丁目	小笹様御引
48	金10両	菊屋藤右衛門		高橋利八
49	金30両	柳原治右衛門	茶町菊ノ町	野上喜六郎
50	金30両	木村新助	大町二丁目	美濃屋吉兵衛   加納亀藏
51	金30両	木村清兵衛	大町一丁目	木村新助
52	金30両	長谷川吉太郎	馬口労町	長谷川金治
53	金30両	渋谷市右衛門	下肴町	中谷久左衛門   長谷川治右衛門
54	金7両	石川小三郎		亀屋平兵衛
55	金7両	山本仁右衛門	茶町扇ノ丁	山本新助
56	金10両	佐渡屋与吉郎		川口屋善助
57	金10両	伊勢屋政吉		野上喜六郎
58	金10両	金屋長太郎		羽田市右衛門
59	金15両	千釜善五郎	上通町	相沢清兵衛
60	金15両	斎藤伊三郎	本丁五丁目	佐藤岩松
61	金15両	大野嘉兵衛	大町一丁目	小笹様御引
62	金10両	松倉庄左衛門		中谷久左衛門   帯屋三四郎
63	金15両	桜庭喜八郎		柳原治右衛門
64	金8両	武田甚左衛門		河口屋善助
65	金7両	武田三右衛門		亀屋平兵衛
66	金15両	石川久助	大町一丁目	高橋利八
67	金5両	木村多右衛門		羽田市右衛門
68	金20両	高堂屋八兵衛	大町二丁目	御内意三而
69	金20両	森伊兵衛		御内意三而
70	金10両	石川久三郎母		御内意三而
71	金5両	亀屋平兵衛母		御内意三而
72	金10両	今木屋永吉		加納亀藏

(出典)『近世社会福祉史料・秋田感恩講文書』、「山王八幡御祭礼之帳 御統人控」(八幡日吉八幡神社所蔵)

※ [ ] は年番を示す。但し、加賀屋富五郎のみが文政12年11月29日の加入であった。

また、22「加納龜蔵」、47「遠藤儀助」、61「大野嘉兵衛」については、紹介者を見ると、「小笹様御引」とある。「小笹様」が具体的に誰を示すのか、ここで明らかにすることはできないが、「御引」とあることから、秋田藩の関係者であると推察される。さらに、68、71の四人については、「御内意二而」とあり、この文言から秋田藩、特に藩主を指していることがうかがえる。そのうえ、70「石川久三郎母」、71「亀屋平兵衛母」のように、女性も構成員として含まれていたことが確認できる。秋田藩がいかなる基準でこれらの人々を選定したのかは不明であるが、少なくとも感恩講の構成員には、秋田藩もその人選に関与していたことがうかがえるのである。

感恩講の構成員の関係性については、町奉行であった江間郡兵衛は「其方共講行成就之上献上致度之趣」候得共、矢張建立之儘「致置、夫江上之御指揮を蒙、講行致候ハ、上三あらず下モ」もあさる所を以萬代不易可相保<sup>13</sup>」との認識を持っていた。すなわち、感恩講の構成員間には上下の差はなく、それを保ち続けてほしいとの認識を持っていたのである。これが実態に即した認識であるかどうかについては、疑問があるが、少なくとも町奉行の認識では感恩講の構成員間には上下関係、具体的には、身分や経済力の差などはなかったのである。

以上のように、感恩講は、那波の窮民施行の理念に賛同し、かつ献金してくれる「同志」で構成される集団であった。その人的ネットワークは那波を起点として拡大していく様相が確認できたが、同時に、秋田藩が人選に介入しようとしていたこともうかがえた。秋田藩にとって感恩講の構成員はフラットな関係で成り立つと見なされていたのである。

### 三 秋田藩と感恩講との関係

感恩講の設立および運営については、秋田藩も様々な方法での協力や援助を施していた。ここでは、先の【表1】にも掲げた史料「感恩講発端」是迄之大旨御尋「付乍恐御答」の内容の一部を類型化し、秋田藩が感恩講にどのような協力を申し出、それに対して感恩講側がいかなる対応をとったのかをみていくことにする。

#### 1 物資の提供

秋田藩が感恩講に対しておこなったこととして、まず第一に挙げられるのは、物資の提供であった。前掲の史料の二条目には次のようである。<sup>14</sup>

（文政十一年）  
翌子之三月前条之趣奉願上候所御書附を以、願通被仰付候、右御文言之内窮民永続可相救存慮追々可申上と蒙仰、難有仕合二奉存候、猶内願者いか、与御尋二候得共右施行者則私之内願故、其形奉申上候得共、再々心之仰二而恐人、左候者窮民救者自分之内願、育子二申入者御内意故、育子与御向御賞可奉畏与申上候所、御銀八百目宛 御町所より永被下置候

感恩講設立の契機となった久保田町人・那波三郎右衛門と町奉行・橋本五郎左衛門との会談から約三ヶ月後の文政十一年三月、那波の願いであった窮民施行と秋田藩側の望みである育子を行うことが決定した。その際、各事業につき銀八〇〇目ずつが町奉行所より拝領されたのである。

このように、秋田藩から感恩講に対して、その設立前後にあたる時期に、物資を提供したという事例がこの他にもいくつか確認できる。そこで次に八条目の記述を確認する。<sup>15</sup>

講之筆・墨・紙料往々講人数之子孫出銭二及候ハ、多勢之内二者いか、三存候者も可有之歟、依而初メ出金之節、吉人ハ銭貳貫文宛出銭致、右を以知行七石余御備候積之所 御役所より六石余添被下置、右出物成を以往々講料可相達与被 仰付、難有拝領仕候、右者丑年田中様御勤中二御座候

感恩講の運営にとって必要である筆、墨、紙等の費用のため、講の構成員一人につき銭二貫文ずつ徴収し、その額にあたる知行七石余りを得、それに加えて町奉行所から六石余りを拝領し、先ほどの費用の一部にあてた、とある。

また、十一条目には次のような記述もある。<sup>16</sup>

其先ノ文政十二丑冬ノ講・出金者三ヶ年割を以上納二定候所、其初年より折柄不熟にて米高直、知行者末夕御買入三不相成、世評者一同疾二も施行可有之唱、於爰二人望失候模様与相成、依而年番より甚微少なから亦候金子九両余出金致、一ト先施行可致之所 御町所より御米八十俵年番江被下、右金子与合施行可致与伊織様御内座にて御厚憐之被 仰令、依之初年より連綿之施行致来候

当初、文政十二年の冬より感恩講の構成員となった者から講への献金は、三年の年賦にて納めることを定めていた。しかし、初年から米価が高騰し、献金がな

かなか集まらないため、施行を始められずいた。万が一、予定していた施行を予定していた時期に開始できなければ、世間の人々の「人望」を失うことにもなりかねない。そのような事態を危惧した年番が、金子九両ずつを臨時的に献金し、資金不足を凌ごうとしたのであった。この行動を秋田藩は賞賛し、町奉行所を通じて米八〇俵が下賜され、無事に施行の開始に至ったという。

秋田藩が提供したのは、感恩講の運営資金にあたるものだけではなく、次に掲げる十二条目にその記述がみられる。<sup>17)</sup>

其後知行も追々御買入江物成納一ト先藤原伊兵衛蔵江被入置候所、鼠喰夥敷不都合之減米故、往々講之備蔵無之而不相成、依而六丁目御火除地拝領被 仰付、右普請入料者一円手当無之、年番共者分不相成講江取替与相成、乍去此節衆意を得候事故、夫を基立三頼、寅之冬天保元年卯之冬迄普請者成就仕候、右年月之内 御町所表通門柵両蔵之屋根瓦拝領被 仰付

感恩講の知行が徐々に増えるにつれ、物成はひとまず藤原伊兵衛なる者の蔵へ保管しておくこととなった。しかし、感恩講所有の蔵がないのも今後不都合であるとして、六丁目の火除地を拝領し、その地へ蔵を建設することとなり、天保元年（一八三〇）の冬から翌年の冬にかけて普請も完了した。さらに町奉行所からは普請の期間中に、柵、屋根瓦を拝領していたのである。

以上のように、秋田藩は町奉行を通じて、米や銀、火除地や蔵に使用する柵、屋根瓦等が感恩講へ与えられていたことが確認できる。

## 2 「御賞」の受容の取捨選択

前項では、秋田藩から感恩講に対する物資の提供に関する事例を確認したが、次に秋田藩から感恩講、あるいは感恩講の構成員に対して与えられた「御賞」に関する記述についてみていくこととする。まずは六条目から確認していきたい。<sup>18)</sup>

文政十一子之冬より文政十一年二月迄同志一ト先七十二人与成、此出金千両ト銀拾貫目、依而知行備二致候与万代不易之基本与年番共一同申会但発端今以七人連綿同人共御歴右を以、年々豊凶とも施行致度奉願上候所、願通被 仰付、其上右願書恐多も江戸表江為御登被遊、同年三月廿一日  
言上被成置候所 御満悦被思召候与被 仰出候段、重而講中江被 仰渡、冥加二余り無勿体仕合二奉存候

繰り返しになるが、文政十一年冬から翌年二月までの間に同志が七十二人、献金が一〇〇〇両と銀一〇貫目を集めたことにより、感恩講が成立した。感恩講の年番七人はこれを万代不易の基本とし、豊凶の如何にかかわらず、施行を行い続けることを秋田藩に願い出、認められたのであった。それを受けて、文政十二年三月二日、感恩講設立の願書が江戸在勤中の藩主（一〇代佐竹義厚）の許に届けられ、それを知った藩主も御満悦との思召しであったというのである。<sup>19)</sup>

（文政十一年）  
翌寅年三月講中江被 仰渡候者、前年丑三月廿一日窮民救之基本 言上之上 御満悦被 思召候与被 仰出候を吉例二致、以来年々

山王神前三おみて御神楽奏、同日社中二而惣講人数江御酒飯拝領被 仰付候、其後年番ハ申立候者、百九十人余講中故、余二大勢にて酒興之上、万一争論かましき儀相生候而香恐入候故、翌卯年天保二年ハ時之年番并講人数十七組ハ触本言人宛ト、外二言組之内より年齢長シ候者言人ツ、順々御酒飯被下候事二御定御聞濟候

藩主への感恩講事業についての報告がなされた翌年の文政十三年三月、前年三月二日の報告日を吉例として、城下町久保田の総鎮守社である八橋村の山王八幡社の神前において神楽を奏し、社中にて講の人々へ御酒が振る舞われた。はじめ、七十二人の構成員で成立したのが、天保元年には一九〇人を超えていた。<sup>20)</sup> このような大勢での酒興の席で、万一争論が起きないとも限らないので、翌年（天保二年）より年番・講中一七組の触本各一名ずつと、一組につき年長者が一名ずつが順番に御酒を拝領するように定めたという。この一七組や触本の詳細についてここで詳らかにすることはできないが、これ以降、感恩講が一〇人強を一組とした一七組を形成し、組単位で総鎮守社において酒興でもてなされるのが慣例となっていたことは指摘できよう。

この他にも、同年十一月廿一日講人数江為御賞以来年々子孫二至ル迄御重ね餅御切のし被添置、於 御町所二拝領被仰付、難有仕合二奉存候<sup>21)</sup>との記述が九条目に見られ、文政十二年一月二日には、秋田藩から感恩講の献金者にはその子孫に至るまで「御賞」として重ね餅を拝領することになったことがわかる。

以上のように、藩主からの称賀の言葉と重ね餅、また町の総鎮守社での神事や酒興に参加すること等、秋田藩は物資と並行して感恩講の構成員にとって名誉と

なるはずの「御賞」を与えていたのである。

しかしながら、感恩講側は秋田藩からのそれらの「御賞」の全てを受け容れてはいたわけではなかった。そこで次に、感恩講が秋田藩からの「御賞」を拒否したという事例を挙げ、その意義について考察していきたい。

前掲の史料「感恩講発端」は是迄之大旨御尋<sup>二</sup>付<sup>一</sup>乍恐御答<sup>二</sup>には、感恩講が秋田藩からの申し出を拒否する事例が二つ確認できる。一つめは十三条目である。<sup>22</sup>

寅年<sup>(天保元年)</sup>錢壹万貫文 御町所<sup>一</sup>感恩講<sup>二</sup>江可被下<sup>一</sup>、右<sup>一</sup>諸家より内願等を以窮民救<sup>二</sup>献上<sup>一</sup>相成候分<sup>一</sup>被 仰渡、難有仕合<sup>二</sup>候得共、乍恐御訴訟奉申上候右年番之内情者一端

御上<sup>江</sup>献上<sup>一</sup>与相成候錢今度講<sup>江</sup>被下候得<sup>者</sup>於

御上<sup>二</sup>講<sup>一</sup>江御加入之訳<sup>一</sup>与相成、然<sup>者</sup>永世之事故、乍恐御急用之節講米御借上<sup>二</sup>至ル間敷とも難申、依<sup>而</sup>矢張私共同志を結び、乍寸志も出金繋合講備<sup>二</sup>致候八、永久可相保<sup>一</sup>与年番一決致、右<sup>二</sup>申上候所御聞濟<sup>一</sup>候、翌<sup>(天保元年)</sup>卯年亦候 御町所<sup>一</sup>錢七千貫文無御利足<sup>二</sup>講<sup>一</sup>江<sup>二</sup>拝借可被 仰付、返上<sup>者</sup>幾年之後なり共勝手次第<sup>一</sup>与御厚憐被 仰渡、亦候御訴訟も恐入、且前書<sup>一</sup>壹万貫文之御趣意とも違候故式千五百貫文両蔵普請<sup>二</sup>付<sup>一</sup>拝借仕候、右御勘定末<sup>二</sup>不相分故大凡積を爰<sup>二</sup>奉申上候、但兩条共田中様御勤中<sup>一</sup>御座候

天保元年(一八三〇)、藩主の意向により町奉行所から感恩講へ錢一万貫文が下賜されることになった。しかし、感恩講は、「同志」を結んで自身等の力で永世に維持していくものであるとして、年番はこの秋田藩からの錢一万貫文を下賜するという申し出を辞退したのであった。翌年再び、町奉行所から錢七〇〇〇貫文を無利子で貸与し、返還は感恩講の随意でよいとの申し出がもたらされた。これについては、「拝借」という形式をとることから、前年の「下賜」とは趣旨も異なるとの判断から、感恩講は、二五〇〇〜二六〇〇貫文を蔵普請の費用分に宛てるために借用することを決定した。

一つめは一五条目である。<sup>23</sup>

其先<sup>一</sup>田中様御勤中、発端<sup>一</sup>之年番故勤勞被思召、為御賞講之備米<sup>一</sup>方々々御扶持可被下之御内慮故、御賞之心底いつれも曾<sup>而</sup>以毛頭無之<sup>二</sup>付、再々心御訴訟申上候所田中様仰<sup>一</sup>者御賞罰<sup>二</sup>相抱候儀一己之存慮申聞候共御執揚難被成<sup>一</sup>与仰恐入候、乍去講人数銘々出金繋合相備候知行施米之内<sup>一</sup>方御賞被下候

とも、夫丈ヶ施米減窮民歎可申<sup>一</sup>并講中之指積を受候所、則講之汚名<sup>一</sup>与成、人望を失、旁本志消果、誠<sup>二</sup>歎敷、然し共此上押<sup>一</sup>御訴訟仕候八、御賞罰<sup>二</sup>可奉反悪心<sup>一</sup>迫、左候得<sup>一</sup>者<sup>二</sup>逆外<sup>一</sup>存付も無之故、無抛今度拝領可被仰付、御扶持丈ケ別<sup>二</sup>御知行御買入之代錢私共上納可仕<sup>一</sup>与一決申上候、是以後世<sup>三</sup>至り紛敷意外之世評<sup>二</sup>も可預<sup>一</sup>甚心外<sup>二</sup>奉存候得共、右<sup>一</sup>奉願上候所 御沙汰無御座候

ここでは、町奉行より感恩講の年番七人に対しての「御賞」の申し出についてふれられている。しかし、「御賞」が、講の備えから扶持米を出すことになっており、それでは窮民施行のための備えが減ってしまううえ、感恩講の汚名ともなり、果ては世間の人々の「人望」も失ってしまうことにもつながるとして、そうした事態を危惧した年番は、この申し出を辞退したのであった。

以上のように、秋田藩は感恩講の設立当初から、その運営に物資や「御賞」を与えるという形で介入しようとしていた意識が読み取れる。しかしながら、感恩講は、こうした秋田藩の申し出の一部を拒否していた。具体的に言えば、物資や名譽の証としての「御賞」は受け容れても、「勤勞」に対する「御賞」などは徹底して拒否していた。この行動は、感恩講が町人(ここでは資金提供者である町人に限定)の主導で運営するものであるという強い意志が表れたものであるといえよう。もし、感恩講自身が構築してきた独自の秩序を揺るがすような秋田藩からの必要以上の「御賞」を受け容れたとすれば、感恩講と秋田藩が密接した関係にあることを久保田の人々に表明するようなものであり、結果、人々からの「人望」を失うことにつながってしまう。感恩講は人々の「人望」を失うことを何よりも恐れていたのではないだろうか。

## おわりに

本稿では、文政二二年二月に秋田藩の城下町久保田において成立した感恩講について、城下町の町人で構成される社会集団の一形態ととらえる視角を重視し、主としてその社会秩序のあり方、秋田藩との相関性について検討した。

感恩講は、久保田町人・那波三郎右衛門の発案によって発足し、その構成員は、那波が考える理念に賛同し、かつ出資してくれる「同志」によって構成されていた。構成員の傾向を見ると、すでに加入した者から紹介されるという方法で加入

するのがほとんどであったが、数名に限り、秋田藩関係者からの紹介で加入している者も確認できた。これは、秋田藩が感恩講の構成員の人選に介入していることの表れであるといえる。

そのほかにも秋田藩は感恩講に対して、物資を提供したり、「御賞」を与えるなど様々な方法により、その運営への関与を画策していた。しかし、感恩講側は全てを受け容れていたわけではなく、感恩講が築き上げた独自の秩序を脅かすような秋田藩からの「御賞」は決して受け容れないという姿勢をうかがい知ることができた。その理由は、そうした「御賞」を受け容れることは、感恩講が秋田藩と結びついているかのような印象を久保田の人々に与えることになり、結果的に久保田の人々からの「人望」を失うことにつながると危惧したためであった。ここから、那波が構想した感恩講が、人々からの「人望」で成り立つものであったと考えられ、感恩講の構成員およびその他の久保田の町人からの「人望」、すなわち社会的信用が、感恩講にとって秋田藩からの「御賞」より勝るものであったことがわかる。だからこそ、感恩講は独自の論理に則り、秋田藩からの「御賞」を取捨選択することで、自身の独自の秩序を守ろうとしていたのであり、言い換えればそれは、秋田藩の政策に影響されない感恩講の自律的な社会秩序であった。

以上のように、社会集団としての感恩講と城下町久保田の社会、および秋田藩との相関性をみる視点は、従来専ら窮民施行の機関としてのみ捉えられてきた感恩講を社会的に捉え直すことにつながったといえる。しかしそれにともなっていない感恩講が実際に行なった施行を分析し、さらに身分制の問題を考えざるを得ないという新たな課題も見えてくる。また、感恩講設立の起点となっている那波家についての検討も課題として残されている。感恩講が城下町久保田の社会構造全体の中にいかに位置付くかは、こうした課題を克服することで解明されてくると思われる。

\*1 久保田を皮切りに土崎（文政一三年）や大館（天保一一年）等、明治、大正

期にかけて一八の感恩講が設立された。本稿で対象とするのは、最初にできた久保田の感恩講である。この感恩講は、現在も「社会福祉法人感恩講」が経営主体となり、「感恩講児童保育園」として秋田市内に存在しており、江戸時代から中絶することなく存続している。また、「感恩講」の読み方については、国史大辞典には「かんおんこう」として紹介されているが、「かんのんこう」という呼称が現在の秋田では慣習的である。

\*2 池田敬正著『日本社会福祉史』（法律文化社 一九八六年）、大杉由香「本源的蓄積期における公的扶助と私的救済 岡山・山梨・秋田を中心に」（『社会経済史学』六〇巻三号 一九九四年）など。

\*3 庄司拓也「久保田町における感恩講の設立 近世後期の町方における相互扶助の公共的制度化について」（『秋田近代史研究』第四〇号 一九九九年）、同「天保の飢饉下の秋田感恩講による孤児救済 近世の災害と民間救済活動」（『専修史学』第三一号 二〇〇〇年）、同「明治前期における地域的救済組織の存続過程 感恩講の法人化をめぐって」（『専修史学』第三三号 二〇〇二年）など。

\*4 澤登寛聡『一揆 集団の秩序と民衆の正当性観念 安永七年五月、都市日光の惣町「一揆」を中心として』（『歴史学研究』五四七号 一九八五年）、のち、同著『江戸時代自治文化史論』（法政大学出版局 二〇一〇年）に所収、渡辺浩一著『近世日本の都市と民衆』（吉川弘文館 一九九九年）

\*5 木村涼「歌舞伎・文人と江戸社会 七代目市川團十郎を中心として」（『関東近世史研究』第六〇号 二〇〇六年）

\*6 『秋田県史』第三巻 近世編下（秋田県 一九六五年）二二三頁。  
「久保田惣町家数軒並御町寺々湊町惣家数神社仏閣小間等覚手控」（秋田県公文書館所蔵）

\*7 「感恩講発端は是迄之大旨御尋「付忝御答」（秋田県公文書館所蔵）

\*8 那波家は、京都の豪商・那波九郎右衛門の家系であるとの伝承が存在する家柄である。正徳元年（一七一一年）、那波三郎右衛門祐祥のとき秋田に移住し、これが久保田における初代那波家である。祐祥は秋田藩から灯油御用、酒造

